

福岡県公報

平成24年3月23日
第 3 3 7 9 号

目 次

告 示 (第 4 7 5 号 - 第 5 0 5 号)

大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 6
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
道路の供用の開始	(道路維持課) 6
道路の供用の開始	(道路維持課) 6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 7
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 7
道路の供用の開始	(道路維持課) 7
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) 8
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) 8

生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) 9
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) 9
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) 9
道路の供用の開始	(道路維持課) 9
道路の区域の変更	(道路維持課) 10
道路の供用の開始	(道路維持課) 10
道路の区域の変更	(道路維持課) 10
道路の供用の開始	(道路維持課) 11
道路の区域の変更	(道路維持課) 11
道路の供用の開始	(道路維持課) 11
道路の区域の変更	(道路維持課) 11
道路の供用の開始	(道路維持課) 11

公 告

平成23年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(保健衛生課) 12
意見募集の結果の公示	(社会活動推進課) 12
一般競争入札の実施	(県民情報広報課) 12

教 育 委 員 会

福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(教育庁社会教育課) 14
-------------------	--------------	----------

公 安 委 員 会

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条 第 1 項第 4 号に規定する日及び地域の指定	(警察本部生活環境課) 14
---	---------------	----------

労 働 委 員 会

福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者	(労働委員会事務局調整課) 15
-----------------------	-----------------	----------

正 誤

道路の区域の変更 (平成23年11月福岡県告示第1834号) 16
中正誤 16
道路の区域の変更 (平成23年12月福岡県告示第1990号) 16
中正誤 16

告 示

福岡県告示第475号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年3月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）コメリパワー川崎店

所在地 福岡県田川郡川崎町田原宮迫1248 - 1 ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年10月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,900平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
-------------	---------

建物外東側	76
建物外東側隔地駐車場	222
合計	298

駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数（台）
建物外東側	38

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物外南西側	94

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物南西側	46.7

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時	午後9時

駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6箇所（建物外東側2箇所、隔地駐車場東側及び西側4箇所）

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成24年 3 月 7 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 にしてつストア三瀧店

所在地 福岡県久留米市三瀧町早津崎811番 1 号ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社西鉄ストア	福岡県福岡市中央区大名一丁目 4 番 1 号

当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社西鉄ストア	福岡県福岡市中央区大名一丁目 4 番 1 号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年11月 8 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,528平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物西側	26
建物敷地北側	26
合計	52

駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物北側	27
建物敷地北側駐車場内	20
合計	47

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)

建物東側	31.5
建物西側	31.5
合計	63.0

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物東側	25.67

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社西鉄ストア	午前 9 時	午前 0 時
未定	午前 9 時	午前 0 時

駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4 箇所(建物敷地西側 1 箇所、建物敷地北側 1 箇所、建物敷地北側駐車場南側 2 箇所)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

建物東側 午前 6 時から午後 11 時まで

建物西側 午前 1 時から午前 8 時まで

福岡県告示第477号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成17年11月福岡県告示第2204号久留米都市計画道路事業3・3・6号東合川野伏間線及び3・5・24号野中町高良内町線〔久留米市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年 3 月 23 日

福岡県知事 小 川 洋

1 事業施行期間

平成17年11月16日から平成26年 3 月 31 日まで

2 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

福岡県告示第478号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 くりえいと三丁目商業施設

所在地 福岡県宗像市くりえいと三丁目3番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めること。

歩行者の通行の利便の確保等

- ・歩行者の安全確保に十分配慮すること。

- ・児童生徒の通学に十分注意すること。

廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。

- ・ごみ減量及びリサイクルに努めてください。

防災・防犯対策への協力

- ・駐車場等死角ができないよう街灯等の設置する等、防犯対策を十分に行っていく

ださい。

騒音の発生に係る事項

- ・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮をお願いします。

廃棄物に係る事項等

- ・ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めること。

街並みづくり等への配慮等

- ・地区計画に適合した配色とすること。

その他

意見なし

福岡県告示第479号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

名称

特定非営利活動法人ヒナモロコ親会

代表者の氏名

別府 正俊

主たる事務所の所在地

福岡県久留米市田主丸町田主丸923番地4

定款に記載された目的

この法人は、福岡県久留米市の天然記念物である絶滅危惧種 Aの淡水魚「ヒナモロコ」の永続的な保護のために、水系単位での保全地区選定を实践して、新たに

放流活動を行い、将来的に人間の手を介することなく長期的・安定的な自然繁殖が可能な生態系復元を実現することを目的とする。

福岡県告示第480号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

名称

特定非営利活動法人さくら会

代表者の氏名

崎山 欽一郎

主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字川崎366番地11

定款に記載された目的

（変更前）

この法人は、[地域の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の中で介護保険・障害福祉サービス等の制度で支援を受けられない方々] に対して、[見守りや買い物代行等] に関する事業を行い、[高齢者の安心・安全] に寄与することを目的とする。

（変更後）

この法人は、[地域の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の中で介護保険・障害福祉サービス等の制度で支援を受けられない方々] に対して、[見守りや買い物代行等] に関する事業を行い、[高齢者の安心・安全] に寄与することを目的とする。

この法人は生活保護受給者の就労支援事業を行い、生活保護受給者の就労及び自立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	西 島 線 筑 邦 線	前	久留米市安武町住吉795番先から 久留米市安武町住吉1104番1先まで	4.0 ~ 11.0	200.0
			後	久留米市安武町住吉795番先から 久留米市安武町住吉1104番1先まで	4.0 ~ 11.0	200.0

福岡県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

久留米	県 道	朝 田 線 日 田	前	うきは市浮羽町新川 4310番 1 先から うきは市浮羽町新川 4301番先まで	6.0 ~ 6.5	20.5
			後	うきは市浮羽町新川 4310番 1 先から うきは市浮羽町新川 4301番先まで	7.5 ~ 8.0	

福岡県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	朝 田 線 日 田	うきは市浮羽町新川4310番 1 先から うきは市浮羽町新川4301番先まで

福岡県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

久留米	一般 国道	264号	前	久留米市大石町507番26 先から 久留米市中央町38番12 先まで	6.4 ~ 44.0	1,946.8
			前	久留米市大石町507番26 先から 久留米市中央町60番先 まで	25.0 ~ 72.5	
			後	久留米市大石町507番26 先から 久留米市中央町38番12 先まで	6.4 ~ 44.0	1,946.8
			後	久留米市大石町507番26 先から 久留米市本町 1 番 3 先 まで	25.0 ~ 69.5	

福岡県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	264号	久留米市大石町507番26先から 久留米市大石町411番 1 先まで

福岡県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	264号	久留米市白山町530番2先から 久留米市白山町60番先まで

福岡県告示第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第559号北九州市計画道路事業3・3・175号城内大手町線、3・3・24号浅野町愛宕線、3・4・98号三萩野田町線及び7・7・11号都市高速道路1号線付属街路3号線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成9年10月8日から平成27年3月31日まで

2 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

福岡県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第636号北九州市計画道路事業3・3・47号日明渡船場線（中原）〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定

により次のように告示する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成12年12月27日から平成27年3月31日まで

2 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

福岡県告示第489号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この告示の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウエルタ新宮

所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米筑後線	久留米市御井旗崎一丁目1313番1先から 久留米市御井町528番1先まで

福岡県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	三井郡大刀洗町大字下高橋1263番1先から 久留米市北野町今山2750番先まで	8.4 ～ 25.4	850.5
			後	三井郡大刀洗町大字下高橋1263番1先から 久留米市北野町今山2750番先まで	13.0 ～ 53.0	

福岡県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によ

るものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生352	たかさき脳神経外科クリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲字丸林101-2	24・2・1
八女生132	山口医院	八女市星野村12038番地	24・1・1
田川生5	あおぞら診療所	田川郡糸田町南糸田1698-1	24・2・1
八女生薬46	岩崎調剤薬局	八女市岩崎607-10	24・3・1
大生薬172	ネーブル薬局	大牟田市中町2丁目4-4	24・3・1
粕生訪5	訪問看護ステーションエルム	糟屋郡粕屋町大字大隈1055-1	24・2・1
筑紫地生訪2	訪問看護ステーション ほのぼの	筑紫郡那珂川町今光5丁目188-1	24・1・1

福岡県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生341	たかさき脳神経外科クリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲字丸林101-2	24・1・31
八女生130	山口医院	八女市星野村12038番地	24・12・31
田川生3	あおぞら診療所	田川郡糸田町南糸田1698-1	24・1・31
筑紫生歯64	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央2丁目12-8	24・2・28
大生薬171	ネーブル薬局大牟田店	大牟田市中町2丁目4-4	24・2・29

福岡県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
女生薬14	にいしろ調剤薬局	八女郡広川町大字新代1428 - 64	八女郡広川町大字新代1389 - 281	24・2・13

福岡県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑生マ226	横山 貢三（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野201 - 11	24・2・1
筑生マ227	下川 真琴（ふくろう鍼灸治療院）	筑後市大字熊野201 - 11	24・2・1
筑紫生マ27	増永 颯（キララマッサージ）	筑紫野市二日市中央3丁目7 - 7（302号）	24・1・1
筑紫生マ28	加賀田 祥郎（よつ葉整骨院）	筑紫野市原田7丁目2 - 7	24・1・1

嘉鞍生マ1	大西 貴久（よつば在宅マッサージ）	鞍手郡鞍手町大字八尋1673	24・2・1
み生マ10	野上利雄（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	みやま市高田町濃施505 - 1	24・2・1
み生マ11	砥上 晃（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	みやま市高田町濃施505 - 1	24・2・1
田川生マ26	亀川 敏博（訪問マッサージふれあい福智町店）	田川郡福智町伊方2678 - 1	24・3・1
小生柔15	松井 義彦（寿光堂鍼灸整骨院）	小都市三沢4405 - 3	24・1・24
宮生柔8	古野 寛之（いやし整骨院）	宮若市本城538 - 2	24・2・1
宮生柔9	日渡 貴之（いやし整骨院）	宮若市本城538 - 2	24・2・1
粕生柔69	佐藤 達也（はるまち駅前整骨院）	糟屋郡粕屋町原町1丁目2 - 30	24・2・8

福岡県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生マ6	野上利雄（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市明治町2丁目16番地6	24・1・31
大生マ12	砥上 晃（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市大字吉野1371番地1	24・1・31
田川生マ19	榊崎 宗近（訪問マッサージふれあい）	田川郡川崎町大字安真木3110 - 2	24・2・29
田川生マ23	亀川 敏博（訪問マッサージふれあい）	田川郡川崎町大字安真木3110 - 2	24・2・29

福岡県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	南 関 線 大牟田北	大牟田市大字岩本2177番1先から 大牟田市大字岩本2185番3先まで

福岡県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 線 鞍 手	前	鞍手郡鞍手町大字中山 2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉 441番1先まで	5.4 ~ 56.0	1,816.2
			前	鞍手郡鞍手町大字中山 2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字中山 2262番3先まで	17.0 ~ 47.0	1,149.0
			後	鞍手郡鞍手町大字中山 2103番4先から 鞍手郡鞍手町大字猪倉 441番1先まで	5.4 ~ 47.0	2,197.2

福岡県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	直 方 線 鞍 手	鞍手郡鞍手町大字中山2263番26先から 鞍手郡鞍手町大字中山2354番8先まで

福岡県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	苅 田 線 採 洞 所	前	京都郡苅田町南原1336 番4先から 京都郡苅田町南原1324 番3先まで	9.8 ~ 58.0	90.0
			後	京都郡苅田町南原1336 番4先から 京都郡苅田町南原1324 番3先まで	9.8 ~ 58.0	90.0

福岡県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	苅田採洞所線	京都郡苅田町南原1336番4先から 京都郡苅田町南原1324番3先まで

福岡県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	上矢山中黒田線	前	京都郡みやこ町勝山矢山1539番1先から 京都郡みやこ町勝山矢山593番1先まで	7.2 ~ 9.2	227.6
			後	京都郡みやこ町勝山矢山1539番1先から 京都郡みやこ町勝山矢山593番1先まで	7.2 ~ 9.2	

福岡県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	上矢山中黒田線	京都郡みやこ町勝山矢山1539番1先から 京都郡みやこ町勝山矢山593番1先まで

福岡県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一般国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬915番1先から 筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬915番1先まで	7.3 ~ 28.8	92.0
			後	筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬915番1先から 筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬915番1先まで	7.3 ~ 28.8	

福岡県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成24年3月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬915番1先から 筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬915番1先まで

公 告

公告

平成23年度福岡県ふく処理師試験（平成24年2月28日実施）の合格者を次のように発表する。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
2	37	74	111	143
4	39	75	112	144
6	41	76	113	146
7	42	78	114	147
8	44	80	115	150
9	46	83	116	152
10	47	84	118	153
11	48	85	120	154
12	49	86	121	155
13	50	88	122	156
15	51	89	124	157
16	52	90	125	158
17	53	93	127	159
18	54	94	129	163
19	55	95	130	164
22	56	96	131	166

23	57	97	132	170
26	58	98	133	172
27	59	100	134	173
28	60	102	135	174
29	61	103	136	175
30	63	104	138	176
31	66	106	139	177
34	68	107	140	178
35	69	108	141	180
36	71	110	142	

公告

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成23年12月28日から平成24年1月26日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成24年3月14日に公布しました。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

新社会推進部社会活動推進課NPO・ボランティアセンター

電話：092 - 631 - 4411

メールアドレス：nvc@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県が発行する広報紙「福岡県だより」（以下「県だより」という。）への広告掲載について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月23日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

売り渡す内容

「県だより」に広告を掲載するための紙面

契約内容及び特質等

入札説明書による。

契約の期間

契約締結日から平成25年5月1日まで

- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年4月12日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たすもの

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
1 3 サービス業種 その他	0 6 広告宣伝	-	AA 又はA

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）

期間中でない者

福岡県内に本店又は支店、営業所等を有する者

- 4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3102（ダイヤルイン）

F A X 092 - 632 - 5331

- 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

- 6 入札説明書の交付

平成24年3月23日（金）から平成24年4月6日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。

- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 8 入札の場所及び日時

日時

平成24年4月12日（木）13時00分

場所

福岡県福岡市博多区東公園7 - 7

福岡県庁 南棟1階 総務事務センター入札室

開札

入札後直ちに開札を行う。

- 9 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、入札者又はその代理人の全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

- 10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、9により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

金額の記載がない入札

法令又は入札に関する条件に違反している入札

同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

所定の場所及び日時に到達しない入札

入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

入札保証金が10の に規定する金額に達しない入札

金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

12 落札者の決定の方法

予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 その他

契約書の作成を要する。

入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

その他詳細は入札説明書による。

教育委員会**公告**

福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成24年3月15日

福岡県教育委員会

1 意見募集期間

平成24年3月15日から平成24年4月13日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育企画部社会教育課に備え置きます。

公安委員会**福岡県公安委員会告示第64号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第4条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年3月23日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成24年5月3日～平成24年5月4日	福岡市の全地域
平成24年7月1日～平成24年7月15日	
平成24年7月20日～平成24年7月22日	北九州市の全地域
平成24年7月27日～平成24年7月29日	
平成24年8月4日～平成24年8月5日	久留米市の全地域
平成24年8月3日～平成24年8月5日	

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成24年 3月23日

福岡県労働委員会会長 野 田 進

氏 名	現 職	備 考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
植 田 正 男	弁護士	同上
大 石 桂 一	九州大学大学院経済学研究院准教授	同上
後 藤 裕	弁護士	同上
田 中 里 美	弁護士	同上
鶴 田 滋	九州大学大学院法学研究院准教授	同上
野 田 進	九州大学大学院法学研究院教授	同上
上 野 茂 伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会副事務局長	現労働者委員
佐 田 正 二	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
田 井 孝 二	電機連合福岡地方協議会議長	同上
高 島 喜 信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
鍋 島 初 美	福岡県教職員組合執行副委員長	同上
藤 吉 眞 二	J A M九州・山口執行委員長	同上
山 城 正 一	N T T労働組合九州総支部執行委員長	同上
生 山 武 史	株式会社安川電機人事総務部長	現使用者委員
大 石 昌 彦	株式会社岩田屋三越執行役員人事部長	同上
見 城 正 浩	株式会社西鉄ブラザ代表取締役社長	同上
佐 藤 啓 司	株式会社海の中道海洋生態科学館代表取締役社長	同上
廣 瀬 幸	株式会社ポータル取締役	同上
藤 本 淳 一	九州電力株式会社人材活性化本部労務福祉部長	同上
松 岡 嘉 彦	福岡県経営者協会専務理事	同上
川 嶋 四 郎	同志社大学法学部教授	前公益委員
浅 山 卓 司	U I ゼンセン同盟福岡県支部支部長	前労働者委員
上 田 静 生	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上

品 川 浩 二	新日本製鐵八幡労働組合組合長	同上
石 村 一 枝	株式会社石村萬盛堂専務取締役	前使用者委員
鈴 木 勝 詔	株式会社安川電機社友	同上
福 山 良 二	株式会社ムーンスター人事部長	同上
高 橋 敬	福岡県福祉労働部長	
馬 場 忠 久	福岡県福祉労働部理事兼労働局長	
竹 野 佑 喜	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
松 永 大四郎	福岡県労働委員会事務局長	
谷 本 拓 也	福岡県労働委員会事務局次長兼調整課長	
香 川 忠 雄	福岡県労働委員会事務局審査課長	
土 井 善 博	福岡県労働組合総連合副議長	学識経験者

正 誤

発 行 年月日	公 報 番 号	種 類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・11・11	3327	告示	1834	4			後から 9及び 13	表中	新港町	四山町
23・12・9	3338	告示	1990	3			後から 1及び 2	表中	県道	一般国道